

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について

令和3年10月20日

加古川市新型コロナウイルス感染症対策本部決定

I 適用期間 令和3年10月22日（金）から

II 対応方針

1 イベント等の対応について

(1) 市が主催（共催）するイベント等

- ① イベントを実施する場合は、下記の〈開催の目安〉を遵守し、適切な感染防止対策を講じたうえで実施する。
- ② 実施すべき事業（集団健診、審議会等）については、適切な感染防止対策を実施する。

〈開催の目安〉

区分	収容定員	人数上限
大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	100%以内	5,000人 又は 収容定員の50%以内
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%以内※	のいずれか大きい方

（収容定員と人数上限のいずれか小さい方。ただし10月30日までは、10,000人を上限とする。）

※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内）内では座席間隔を設けなくともよい。

(2) 市が関与するが主催（共催）しないイベント等

市が関与するが主催（共催）しないイベント等については、上記〈開催の目安〉を参考に実施するよう指定管理者や地域等の関係団体にお願ひする。

実施する場合は、主催者で責任をもって感染防止対策を行う。

(3) 参加者が1,000人を超えるイベントの開催を予定する場合には、必ず開催要件や感染防止対策等について県対処方針に基づき県対策本部事務局へ事前相談をする。

(4) 主催者は可能な限り「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録とQRコードの掲示を行い、利用者に対して「同システム」、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の利用を促す。

2 学校園の対応について

(1) 小・中学校・養護学校、幼稚園

① 教育活動

- ・ 県外での活動（修学旅行を含む）は、実施先の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法などを十分確認のうえ実施する。

② 部活動

ア 十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動（練習試合、合宿等を含む）を行う。

なお、活動日及び時間は、平日（4日）で2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とする。

イ 県外での活動及び合宿は、実施先の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分確認のうえ実施する。

なお、宿泊は、感染防止対策が確認される宿泊施設に限定する（学校は不可）。

ウ 部内で感染者が発症した場合（部員同士、顧問と部員等）は、全ての部活動を1日は休止し、感染対策を確認する。

(2) 保育園・認定こども園

通常どおり

(3) 児童クラブ

通常どおり

3 公共施設の利用について

市の公共施設については、感染防止対策を実施したうえで、通常どおり開館する。

なお、令和3年11月20日までを利用日とする申請のキャンセル (10月21日までにキャンセルを申し出た場合に限る。) については、キャンセル料を徴収しない。

【連絡先】

防災部防災対策課（427-9196、内線2450）